

越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託企画提案選考会実施要領

1 企画提案選考会実施の趣旨

越谷市国民健康保険では、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため、「第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画」を策定し、保健事業を実施している。

その中でも特定健康診査受診率の向上は重要な課題として位置付けられているが、課題を解決し、目標を達成するためには、効果的かつ効率的な方法で受診勧奨を実施することが必要である。

そのため、本業務については企画提案方式により委託業者の選考を行い、最も効率的かつ効果的な業務実施が期待できるものに委託することとする。

2 業務委託内容

「越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託仕様書」のとおり

3 参加に必要な条件

越谷市物品購入等入札参加資格に関する要綱（平成12告示第52号）に規定する「その他の業務」の令和7年度競争入札参加資格を有するもの

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加事業者等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に選考会に参加させることが適当と認める者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされていること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていないこと。

- (8) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
- (9) 本選考会に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合

6 選考形式

プレゼンテーション及びヒアリング

- ① 参加申込のあった者について、プレゼンテーション（30 分以内）・ヒアリング（20 分以内）による審査委員会の評価を踏まえ、最高得点者 1 者を選考する。
- ② 審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

※プレゼンテーションは、PR ポイントを中心として簡潔に行うこと。

※参加申込が 6 者以上となった場合、提出された企画提案書を「7 審査方式」の評価基準に基づき事務局が審査する一次選考を行う場合があること。

7 審査方式

令和 7 年度越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）により、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの審査を行い、委託予定業者を選考する。選考委員が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を委託予定業者とする。ただし、合計得点が 1 位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格が最も低い参加者を予定業者とする。

なお、価格について同価格であった場合は越谷市契約規則に基づいて委託予定業者を決定する。

また、全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価表にある評価項目の合計配点の 50% 未満）には、候補者として選考せず、プロポーザルの手続きを中止する。

【評価表】

評価過程	評価項目	配点	着眼点
書類審査	受託体制	5点	業務に係る人数、体制、管理、責任体制
	受託実績	5点	官公庁の業務受託実績等
	業務に対する認識	5点	業務遂行上の重要事項、課題、作業方法に対する認識の深さ
	手順の適正	5点	提案された手順は効率的かつ適正なものか
プレゼンテーション・ヒアリング審査	業務目的達成の考え方	10点	市の意図している目的に対するアプローチは適正か
	提案の意欲・独自性	10点	提案内容に独自のノウハウや知識が生かしてあるか
	提案の内容	15点	通知内容や電話勧奨に受診率向上のための工夫があるか
	企画表現	5点	プレゼン内容から参加者の意欲やスキルが感じられるか
	企画提案書の完成度	10点	総合的な完成度
価格点	見積金額	30点	$30 - \{ (\text{見積額} - \text{委託料限度額の} 70\%) / \text{委託料限度額} \} \times 100$ なお、1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。 また、委託料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。
合計		100点	

8 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年5月2日（金）まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

- ・ 企画提案選考会実施要領
- ・ 仕様書
- ・ 参加申込書
- ・ 見積書様式
- ・ 参加辞退届
- ・ 質疑書

9 提出書類

(1) 参加申込書及び企画提案関係書類

提出期限 令和7年5月2日（金）17時15分まで（必着）

提出場所 国保年金課 給付担当 清田・山中・鈴木

提出方法 持参または郵送

提出書類

- ①参加申込書 1部
- ②企画提案書 10部
- ③見積書〔所定様式〕 1部
- ④見積内訳書 1部

(2) 企画提案書必要記載事項

①業務実施体制

- ・事業の管理体制（管理者の氏名、職種、役割及び兼任の有無）
- ・事業の実施体制（従事職員の職種、資格、役割および兼任の有無）
- ・従事職員の研修体制
- ・個人情報管理体制
- ・安全管理の体制（事故・苦情の対応策、保険加入の有無）

②業務実績

- ・特定健診受診勧奨の実績

③業務実施計画

- ・業務の目的とその考え方
- ・勧奨対象者の抽出方法と勧奨方法（勧奨通知実施回数等）
- ・目標とする独自の受診率と向上への取組み内容
- ・報告の方法及び内容
- ・効果検証及び課題抽出の方法
- ・勧奨通知イメージ案

④PRポイントについて

- ・特定健診受診率向上策等、PRポイントを記載してください。

(3) 見積書作成に係る注意事項

①契約金額上限額

委託料限度額の範囲 9,000,000円以下

※9,000,000円を超える見積書を提出した場合は選考会への参加を無効とし、失格とします。

- ②見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ③見積書及び見積内訳書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印してください。
- ④見積書には、契約希望金額の単価、見積内訳、積算金額、（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した内訳とすること）を添付してください。
- ⑤見積内訳書は、任意の様式で結構です。
- ⑥勧奨通知は30,000件、勧奨電話は3,000件を実施見込み数値として使用し、見積金額に反映させてください。その他、分析対象者数などは参考資料を参照してください。
- ⑦見積書、見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れてください。

10 プレゼンテーション日程

日 時 令和7年5月19日（月）13時00分～17時00分（予定）
プレゼンテーションの順は、「参加申込書」の提出順とします。
詳細時刻は別途通知します。

会 場 越谷市保健所 2階 大会議室 (越谷市東越谷10-31)
機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンを使用する場合は、ご連絡いただければこちらで用意します。PCはご用意ください。その他、必要な設備及び持参する機器がある場合はご連絡ください。

1.1 注意事項

- ①選考会参加に関する一切の費用は参加者の負担とします。
- ②提出された見積書は、これを書換え、引換えまたは撤回することはできません。また、提出書類は返却しません。
- ③提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ④選考結果は、参加者全員に電子メールにて通知します。
- ⑤「参加申込書」を提出後に、参加を辞退する場合は、必ず「参加辞退届」を提出してください。
- ⑥審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

1.2 質疑方法

質疑期限 令和7年4月15日(火) 17時15分まで
質疑方法 電子メールまたはFAX
回 答 令和7年4月18日(金) 17時15分までに、越谷市ホームページにて質問内容に回答します。

1.3 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、委託料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

1.4 問合せ先

越谷市 保健医療部 国保年金課 給付担当 (担当：清田・山中・鈴木)
〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電 話 048-963-9154
FAX 048-963-9199
電子メール kukuhonenkin@city.koshigaya.lg.jp

【参考資料】

①全体実績

特定健康診査		対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
令和元年度	実数	55,365 (※1)	21,299	38.5
	法定報告	48,215	20,217	41.9
令和2年度	実数	53,483 (※1)	18,510	34.6
	法定報告	47,413	17,638	37.2
令和3年度	実数	52,923 (※1)	19,361	36.6
	法定報告	46,113	18,148	39.4
令和4年度	実数	50,813 (※1)	19,500	38.4
	法定報告	43,000	17,846	41.5
令和5年度	実数	47,318 (※1)	15,933	33.7
	法定報告	40,438	16,361	40.5
令和6年度	実数	45,329 (※1)	17,105	37.7
	速報値	38,692 (※2)	15,110	39.1

(特定健康診査実施期間：6月1日から11月10日)

※1 特定健診受診券発送者数

※2 令和7年3月末時点の速報値

②性別・年代別対象者及び受診率（法定報告値）

<令和元年度>

年代・性別		対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40～49	男性	4,175	790	18.9
	女性	3,248	823	25.3
50～59	男性	4,049	1,058	26.1
	女性	3,502	1,218	34.8
60～69	男性	6,713	2,665	39.7
	女性	9,326	4,656	49.9
70～74	男性	7,481	3,693	49.4
	女性	9,721	5,314	54.7

<令和2年度>

年代・性別		対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40～49	男性	4,030	629	15.6
	女性	3,097	691	22.3
50～59	男性	4,157	946	22.8
	女性	3,592	1,056	29.4

60～69	男性	6,170	2,084	33.8
	女性	8,523	3,656	42.9
70～74	男性	7,756	3,547	45.7
	女性	10,088	5,029	49.9

<令和3年度>

年代・性別		対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40～49	男性	3855	693	18.0
	女性	2932	754	25.7
50～59	男性	4289	1067	24.9
	女性	3782	1257	33.2
60～69	男性	5898	2126	36.0
	女性	7940	3665	46.2
70～74	男性	7570	3514	46.4
	女性	9847	5072	51.5

<令和4年度>

年代・性別		対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40～49	男性	3,613	728	20.1
	女性	2,724	717	26.3
50～59	男性	4,354	1,119	25.7
	女性	3,694	1,259	34.0
60～69	男性	5,614	2,192	39.0
	女性	7,318	3,551	48.5
70～74	男性	6,737	3,350	49.7
	女性	8,946	4,930	55.1

<令和5年度>

年代・性別		対象者 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
40～49	男性	3,350	653	19.5
	女性	2,546	699	27.5
50～59	男性	4,340	1,063	24.5
	女性	3,585	1,244	34.7
60～69	男性	5,362	2,070	38.6
	女性	6,940	3,389	48.8
70～74	男性	6,131	2,887	47.1
	女性	8,184	4,356	53.2

③越谷市の特定健診とこれまでの受診勧奨実績

- ・越谷市は毎年6月1日から11月10日までが特定健診受診期間となっている。
- ・健診は医療機関で実施する「個別健診」と日程・会場が決まっている「集団健診」がある。
- ・「個別健診」は期間内で市内特定健診対象医療機関（90施設ほど）で実施する。（土曜、日曜で受診可能な施設あり、原則、事前予約制）
- ・「集団健診」は9月から10月末までで、越谷市内の地区センター等で行っており、その間は受診者数も多くなる傾向にある。
- ・健診とは別に、人間ドックを受診された方への費用助成（1万円上限）を実施しており、申請者は特定健診の受診者として換算している。（特定健診を受けるか、人間ドックの申請をするかは選択制である）
- ・その他、医療機関へのポスター掲示や各公共施設へのチラシの配架などで周知を行っている。
- ・昨年の電話勧奨の結果、受診しない理由として約半数を占めていたのが「かかりつけ医で定期的に検査している」であった。

④受診勧奨実績

年度	方法	件数	対象者
令和元年度	受診勧奨ハガキ作成へ作成を委託し、圧着ハガキを7月と9月に2回発送（1回目は内容一律、2回目は40代・50代・60代でコメントを変えて送付）	（1回目） 52,856件	特定健診未受診者 （受診券を発送したもののうち、人間ドックを受診したものを除くすべての対象者）
		（2回目） 17,138件	平成29、30年度特定健診未受診者のうち、令和元年度特定健診未受診者（年度年齢40歳以上70歳未満）
	9月中旬～10月上旬 越谷市事務職員による電話勧奨	800件	40代から60代で「集団健診」の会場近くの対象者で令和元年度健診未受診者。
令和2年度	勧奨通知はコロナの影響で実施できず		
	9月中旬～10月上旬 越谷市職員による電話勧奨	800件	生活習慣病で病院に通院中の40歳代から60歳代の直近3年間健診未受診者。
令和3年度	受診履歴や生活習慣病の有無でグループ分けした5種類の圧着はがきを9月に送付 （グループ分け、対象者の抽出、通知作成を委託により実施）	29,100件	勧奨時点で令和3年度健診未受診者で勧奨効果が高いと思われる対象者。
	9月中旬から10月上旬 （委託により実施）	3,048件	勧奨時点で令和3年度健診未受診者で、過去3年間で不定期に受診がある対象者

令和4年度	受診履歴や生活習慣病の有無でグループ分けした5種類の圧着はがきを9月に送付 (グループ分け、対象者の抽出、通知作成を委託で実施)	25,513件	勸奨時点で令和4年度健診未受診者で勸奨効果が高いと思われる対象者。
	9月中旬から10月上旬 (委託により実施)	2,659件	勸奨時点で令和4年度健診未受診者で、過去3年間で不定期に受診がある対象者
令和5年度	受診履歴や生活習慣病の有無でグループ分けした圧着はがきを9月に送付 (グループ分け、対象者の抽出、通知作成を委託で実施)	9,693件	勸奨時点で令和5年度健診未受診者で勸奨効果が高いと思われる対象者。
	9月中旬から10月上旬 (委託により実施)	4,359件	勸奨時点で令和5年度健診未受診者で、過去3年間で不定期に受診がある対象者
令和6年度	受診履歴や性、年齢、医療機関受診の有無でグループ分けした8種類の圧着はがきを9月に送付。 (グループ分け、対象者の抽出、通知作成を委託で実施)	19,282件	勸奨時点で令和6年度健診未受診者で勸奨効果が高いと思われる対象者。
	9月中旬から10月上旬 (委託により実施)	2,668件	勸奨時点で令和6年度健診未受診者で、過去3年間の受診が不定期または未受診である対象者

⑤第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画

越谷市ホームページに掲載しているものをご参照ください。